

建設企業常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第107号 令和7年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘要
第1条の歳出中 4款 衛生費 6款 農林水産業費 8款 土木費	1項 保健衛生費 1項 農業費 1項 土木管理費 2項 道路橋りょう費 4項 都市計画費 5項 住宅費	13目 7目 1目22節を除く
第3条 債務負担行為の補正		道路等包括管理委託料、道路維持補修工事費、道路改良工事費、道路区画線設置委託料、市営住宅等指定管理料、水防センター指定管理料（令和7年度人件費等増額分）

議案第108号 令和7年度八戸市自動車運送事業会計補正予算

議案第109号 令和7年度八戸市立市民病院事業会計補正予算

議案第110号 令和7年度八戸市下水道事業会計補正予算

議案第113号 令和7年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第129号 八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第132号 指定管理者の指定について
(新井田道団地市営住宅ほか37施設)

議案第134号 市道路線の廃止及び認定について

議案第 129 号

八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

駐車場法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、当条例が適用される商業系用途地域内の一定規模以上の共同住宅における、荷さばきのための駐車施設の附置義務を定めるとともに、自動車の駐車の用に供する部分の基準について、所要の改正をするためのものである。

2 改正の内容

- (1) 新たに、一定規模以上の共同住宅に荷さばきのための駐車施設の附置を義務付ける。(対象施設: 床面積が 2,000 平方メートルを超える、かつ戸数が 50 戸以上)
- (2) 荷さばきのための駐車施設の駐車の用に供する部分のはり下の高さを 3.0 メートル以上から 3.2 メートル以上に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日